

2021 年 3 月 23 日 全 7 頁

改正会社法施行規則

社外取締役設置義務化と事業報告等

金融調査部 主任研究員 横山 淳

[要約]

- 2020 年 11 月 27 日、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が公布された。これは 2019 年 12 月に成立した令和元年改正会社法の細目を定める法務省令である。
- この中で、令和元年改正会社法において、一定の株式会社に対して社外取締役の設置が義務付けられたことに伴う、事業報告や株主総会参考書類における開示の拡充も盛り込まれている。
- 具体的には、社外取締役が「果たすことを期待される役割」に関して行った職務の概要について、事業報告において開示することが求められる。
- 同様に、社外取締役選任に関する議案が提出される株主総会においては、その株主総会参考書類において、その候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要を開示することが求められる。
- 令和元年改正会社法は、2021 年 3 月 1 日から施行されている。事業報告等における開示事項の拡充は、3 月決算会社の場合、2021 年 6 月定時株主総会に提出する事業報告等から求められるものと考えられる。

令和元年改正会社法の細目を定める会社法施行規則の改正

2020 年 11 月 27 日、「[会社法施行規則等の一部を改正する省令](#)」が公布された（同日付官報号外第 246 号、法務省令第 52 号）。これは、2019 年 12 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年改正会社法）の細目を定める法務省令である。

その内容は多岐にわたるが、本稿では、社外取締役の設置義務化に関連する事項について紹介する。なお、本稿では、特に断らない限り、上場会社を前提として説明する。

1. 事業報告における開示

(1) 改正のポイント

令和元年改正会社法により、一定の株式会社を対象に社外取締役の設置義務が設けられた。具体的には、次の(a)～(d)のいずれにも該当する株式会社に対して、社外取締役を1名以上置くことが義務付けられた（会社法327条の2）。

- (a) 監査役会設置会社
- (b) 公開会社（注1）
- (c) 大会社（注2）
- (d) 株式について有価証券報告書の提出義務がある会社

（注1）定款上、譲渡制限のない株式を発行することができる株式会社のこと

（注2）資本金5億円以上、又は負債総額200億円以上の株式会社のこと

これを受けて、会社法施行規則も改正され、事業報告における社外役員（である社外取締役）に関する開示が拡充された。具体的は、改正前から記載事項とされていたイ～ニに加えて、新たにホが追加された（会社法施行規則124条4号）。

- イ 取締役会（注1）への出席の状況
- ロ 取締役会（注1）における発言の状況
- ハ 当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（注2）
- ニ 当該事業年度中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（注3）が行われた事実（注2）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
- ホ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（イ～ニまでに掲げる事項を除く）

（注1）当該社外役員が、次に掲げる者である場合にあっては、次に定めるものを含む。

- 監査役会設置会社の社外監査役 監査役会
- 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会
- 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会

（注2）重要でないものを除く。

（注3）当該社外役員が、社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行。

その社外取締役が「果たすことを期待される役割」に関して行った職務、すなわち、社外取締役がその期待される役割を具体的にどのように果たしたのか、について、その概要を事業報告で開示することが新たに求められる。

その趣旨は、「事業報告において、社外役員が果たすことが期待される役割との関連性を示し

た上で、当該社外役員が行った職務の概要をより具体的に記載させることにより、当該社外取締役が期待される役割をどの程度果たしたかについて事後的に検証することを可能とし、社外取締役による監督の実効性を担保しようとするもの」と説明されている（「[会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について](#)」（「パブコメ回答」） p. 47）。

(2) 社外取締役が「果たすことが期待される役割」

社外取締役が「果たすことが期待される役割」について、後述する株主総会参考書類における開示に当たっては、その会社が、その社外取締役に対して、**「どのような視点からの取締役の職務の執行の監督を期待しているかなど」**（パブコメ回答 p. 11）、どのような役割を期待しているかを具体的に記載することが求められている。事業報告における開示に当たっても、社外取締役が「果たすことが期待される役割」との関連性を示した上で、その行った職務の概要を具体的に記載することが期待されているものと考えられる¹。

特に、今回の社外取締役に関する事業報告開示の拡充が、令和元年改正会社法における社外取締役の設置義務化と関連していること²を考慮すれば、その趣旨・背景、すなわち、次の点を踏まえたものであることが望まれるだろう。

社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行う等の役割を果たすことが期待されているところ、改正法は、我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するため、上場会社等に社外取締役の設置を義務付けることとしている。

（出所）パブコメ回答 p. 47

加えて、上場会社の場合、コーポレートガバナンス・コード（CGコード）原則 4-7 にコンプライしている場合、これが定める、次の独立社外取締役の役割・責務も踏まえたものとするものが期待される。特に、上記の令和元年改正会社法の改正趣旨と併せて考えると、(iii) と (iv) の機能がポイントとなるものと考えられる。

【原則 4－7．独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

(i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的

¹ パブコメ回答 p. 47 など。

² パブコメ回答 p. 47 など。

な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと

(ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

(iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること

(iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

さらに、CG コードについては、現在、その改訂に向けた審議が進められている。この中で、いわゆる「スキル・マトリックス」の活用、具体的には次のような見直しが検討されている。

上場企業は、取締役の選任に当たり、事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定し、その上で、いわゆる「スキル・マトリックス」をはじめ経営環境や事業特性等に応じた適切な形で社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを公表するべきである。

(出所)「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(5))(令和2年12月18日) p.2

「スキル・マトリックス」とは、一般に、取締役会において中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして必要なスキル(例えば、経営経験、国際性、IT 知識、金融知識、法務、財務・会計、マーケティングなど)と、各取締役の有するスキルとの関係を表形式などで示したものを意味する³。仮に、上記の見直しが実現すれば、社外取締役が「果たすことが期待される役割」を開示するに当たって、「スキル・マトリックス」との整合性などについても考慮することが求められるだろう。

(3)「社外取締役を置くことが相当でない理由」の削除

平成 26 年改正会社法に伴って導入された(一定の監査役会設置会社に対する)「社外取締役を置くことが相当でない理由」の事業報告開示(改正前会社法施行規則 124 条 2、3 項)は、今回の会社法施行規則の改正に伴って廃止されている。

法律(会社法)上も、社外取締役の設置義務の導入に伴って、定時株主総会における「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務(改正前会社法 327 条の 2)を廃止している。法務省令(会社法施行規則)も、これと平仄を合わせたものと考えられる。

(4)取締役に関するその他の主な開示の拡充

会社法施行規則の改正により拡充される、(社外取締役に限らない)取締役に関する事業報告

³ 2020 年 11 月 18 日開催「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」資料 4「取締役会の機能発揮と多様性の確保」p.5 に実例が掲載されている。

の主な開示事項として、次のものがある。なお、本稿では詳細は割愛する⁴。

- ①役員等賠償責任保険契約（いわゆる D&O 保険）（会社法施行規則 119 条 1 項 2 号の 2 など）
- ②補償契約（いわゆる会社補償）（121 条 3 号の 2～4 など）
- ③報酬等（121 条 4 号、5 号の 2～6 号の 3 など）

2. 株主総会参考書類における開示

(1) 改正のポイント

株主総会に取締役の選任に関する議案を提出する場合、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類に新たに次の事項を記載することが求められる（会社法施行規則 74 条 4 項 3 号、74 条の 3 第 4 項 3 号）。

社外取締役（注 1）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要（注 2）

（注 1）会社法施行規則上の「社外役員」に限る。つまり、会社法上の社外取締役の設置義務、監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社における委員会の構成要件などにおいて社外取締役としてカウントされることや、事業報告などにおいて社外取締役と表示されることが想定されている。

（注 2）会社法上の公開会社でない会社についても適用される。

改正の趣旨や「果たすことが期待される役割」については、前記 1 (1) (2) と同様に解することができると思われる。

(2) 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の削除

平成 26 年改正会社法に伴って導入された（一定の監査役会設置会社に対する）「社外取締役を置くことが相当でない理由」の株主総会参考書類開示（改正前会社法施行規則 74 条の 2）は、今回の会社法施行規則の改正に伴って廃止されている。

法律（会社法）上も、社外取締役の設置義務の導入に伴って、定時株主総会における「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務（改正前会社法 327 条の 2）を廃止している。法務省令（会社法施行規則）も、これと平仄を合わせたものと考えられる。

(3) 取締役選任議案に関するその他の主な開示の拡充

会社法施行規則の改正により拡充される、（社外取締役に限らない）取締役選任議案に関する株主総会参考書類における主な開示事項としては、次のものがある。

⁴ 報酬等の事業報告開示については、拙稿「[改正会社法施行規則 取締役の報酬等の決定方針](#)」（2020 年 12 月 28 日付大和総研レポート）など参照。

- ①取締役候補者（注１）と締結している、又は締結を予定している補償契約や役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載する（会社法施行規則 74 条 1 項 5、6 号など）。
- ②取締役候補者（注１）と親会社等や特定関係事業者（注２）との関係の有無について、過去 10 年（改正前は 5 年）まで遡って記載する（会社法施行規則 74 条 3 項 3 号、4 項 7 号など）。

（注１）監査役候補者についても同様の開示が求められる（会社法施行規則 76 条 1 項 7、8 号、3 項 3 号、4 項 6 号）。

（注２）次にイ、ロに該当するもののこと（会社法施行規則 2 条 3 項 19 号）。

イ 次の（１）又は（２）の区分に応じ、それぞれに定めるもの

（１） 当該株式会社に親会社等がある場合…当該親会社等並びに当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）及び関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）

（２） 当該株式会社に親会社等がない場合…当該株式会社の子会社及び関連会社

ロ 当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）

①は、令和元年改正会社法において、補償契約（いわゆる会社補償）や役員等賠償責任保険（いわゆる D&O 保険）に関する制度が整備されたことを受けたものと言えよう。

②は、「近時、特に上場子会社を念頭に、親会社等が存在する株式会社における少数株主の保護の必要性が指摘されている」（パブコメ回答 p. 13）ことを受けたものと説明されている。

3. 施行日など

改正後の会社法施行規則は、令和元年改正会社法とともに 2021 年 3 月 1 日から主要部分は施行されている。

(1) 事業報告に関する経過措置

改正後の会社法施行規則に基づく事業報告の開示については、「施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告・・・については、なお従前の例による」（「会社法施行規則等の一部を改正する省令」附則 2 条 11 項）とされていることから、施行日以後に期末を迎える事業年度についての定時株主総会に提出する事業報告から適用されるものと解される⁵。すなわち、3 月決算会社については、2021 年 6 月定時株主総会に提出する事業報告から開示が求められるものと考えられる。

なお、改正後の会社法施行規則によって廃止される「社外取締役を置くことが相当でない理由」の事業報告開示については、「施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社の事業報告」まで適用がある（従前の例による）こととされている（「会社法施行規則等の一部を改正する省令」附則 2 条 11 項）。

⁵ 「パブコメ回答」p. 59、邊英基「令和元年改正会社法に係る法務省令案等の公表—2021 年 3 月 1 日施行への実務対応の留意点—」（森・濱田松本法律事務所 CORPORATE NEWSLETTER 2020 年 10 月号（Vol. 37））p. 7 など参照。

(2) 株主総会参考書類に関する経過措置

改正後の会社法施行規則に基づく株主総会参考書類の開示についても、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会から適用され、それより前に開催されるものについては、改正前の規定が適用される（従前の例による）こととされている（「会社法施行規則等の一部を改正する省令」附則 2 条 7 項）。すなわち、3 月決算会社については、2021 年 6 月定時株主総会の株主総会参考書類から開示が求められることとなる。